

時価情報

時価情報（第153期中（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで））

■有価証券関係

1.満期保有目的の債券 (単位：百万円)

		平成28年9月期（平成28年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	8,545	8,633	88
	その他	－	－	－
	外国債券	－	－	－
	小計	8,545	8,633	88
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	100	99	△0
	その他	－	－	－
	外国債券	－	－	－
	小計	100	99	△0
	合計	8,645	8,733	88

2.その他有価証券 (単位：百万円)

		平成28年9月期（平成28年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,123	1,708	414
	債券	120,921	117,145	3,775
	国債	52,410	49,496	2,913
	地方債	57,090	56,392	697
	短期社債	－	－	－
	社債	11,420	11,256	164
その他	9,556	8,077	1,479	
	外国債券	1,040	1,000	40
	小計	132,601	126,932	5,669
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,960	2,689	△728
	債券	6,598	6,613	△15
	国債	－	－	－
	地方債	4,666	4,680	△13
	短期社債	－	－	－
	社債	1,931	1,933	△1
その他	3,379	3,401	△21	
	外国債券	－	－	－
	小計	11,938	12,703	△765
	合計	144,539	139,635	4,904

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復の見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間会計期間における減損処理額はありません。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価のある有価証券の時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合には、「著しく下落した」と見做し、減損処理を実施いたします。

また、30%以上50%未満の下落に該当する場合には、回復可能性を合理的な根拠をもって判断し、減損処理することとしております。

この場合の合理的な根拠とは、個別銘柄毎に、株式の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、最高値・最安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合して勘案するものとしております。

ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、回復する見込みはないものとし、評価差損の減損処理を行っております。

■金銭の信託関係

1.満期保有目的の金銭の信託

(平成28年9月30日現在)
満期保有目的の金銭の信託は保有しておりません。

2.その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

(平成28年9月30日現在)
その他の金銭の信託は保有しておりません。

■その他有価証券評価差額金

平成28年9月期中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	平成28年9月期（平成28年9月30日現在）
評価差額	4,904
その他有価証券	4,904
その他の金銭の信託	－
(△) 繰延税金負債	1,493
その他有価証券評価差額金	3,410

時価情報（第152期中（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで））

■有価証券関係

1.満期保有目的の債券 (単位：百万円)

		平成27年9月期（平成27年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	7,945	7,998	53
	その他	1,000	1,001	1
	外国債券	1,000	1,001	1
	小計	8,945	8,999	54
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	960	956	△3
	その他	－	－	－
	外国債券	－	－	－
	小計	960	956	△3
	合計	9,905	9,956	51

2.その他有価証券 (単位：百万円)

		平成27年9月期（平成27年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,814	1,820	994
	債券	128,420	126,152	2,268
	国債	59,540	57,979	1,560
	地方債	58,150	57,544	605
	短期社債	－	－	－
	社債	10,729	10,628	101
その他	22,216	19,211	3,004	
	外国債券	2,152	2,000	152
	小計	153,451	147,183	6,267
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,283	2,481	△198
	債券	293	293	△0
	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	293	293	△0
その他	16	18	△1	
	外国債券	－	－	－
	小計	2,592	2,793	△200
	合計	156,044	149,977	6,066

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復の見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間会計期間における減損処理額は、該当がないため行っておりません。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価のある有価証券の時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合には、「著しく下落した」と見做し、減損処理を実施いたします。

また、30%以上50%未満の下落に該当する場合には、回復可能性を合理的な根拠をもって判断し、減損処理することとしております。

この場合の合理的な根拠とは、個別銘柄毎に、株式の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、最高値・最安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合して勘案するものとしております。

ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、回復する見込みはないものとし、評価差損の減損処理を行っております。

■金銭の信託関係

1.満期保有目的の金銭の信託

(平成27年9月30日現在)
満期保有目的の金銭の信託は保有しておりません。

2.その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

(平成27年9月30日現在)
その他の金銭の信託は保有しておりません。

■その他有価証券評価差額金

平成27年9月期中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	平成27年9月期（平成27年9月30日現在）
評価差額	6,066
その他有価証券	6,066
その他の金銭の信託	－
(△) 繰延税金負債	1,944
その他有価証券評価差額金	4,121